

議案第124号

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立池之上小学校の位置を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表2の部世田谷区立池之上小学校の項中「代沢二丁目42番9号」を「北沢四丁目32番20号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。